

平成 3 0 年 岐 阜 市 豚 コ レ ラ 対 策 検 証 報 告
～ 中 間 報 告 ～

平成 3 0 年 1 2 月 3 日
岐 阜 市 豚 コ レ ラ 検 証 チ ー ム

1 検証の位置付け等

本年9月9日、国内で26年ぶりとなる豚コレラ（家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病）が岐阜市内の農場において発生した。岐阜市畜産センター公園（以下「畜産センター公園」という。）においても、岐阜県中央家畜保健衛生所（以下「県中央家保」という。）の指導のもと防疫措置（家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止の措置）に取り組んでいたが、11月16日に2例目となる豚への感染が、畜産センター公園において確認（疑似患畜が確定）された。

感染ルートの解明については、12月3日時点においても解明されておらず、国の調査結果を待つこととなるが、岐阜市としては、中国においてアフリカ豚コレラが初めて発生した本年8月以降の畜産センター公園における防疫措置など、岐阜市の対応が適切であったかについて検証するため、11月21日に「岐阜市畜産センター公園における豚コレラ発生に係る検証チーム」を立ち上げ、検証作業を開始したところである。

今回の中間報告書においては、岐阜県豚コレラ検証作業チームとの連携のもと調査を進め、県における検証項目及び検証期間（9月9日から11月16日まで）に限り、事実関係等を調査し、その内容を取りまとめたものである。

【検証項目】

- ・「本年8月以降の岐阜市畜産センター公園における防疫措置など、岐阜市の対応について」
- このうち中間報告では、
- ・「**岐阜市畜産センター公園における防疫措置について**」

【検証期間】

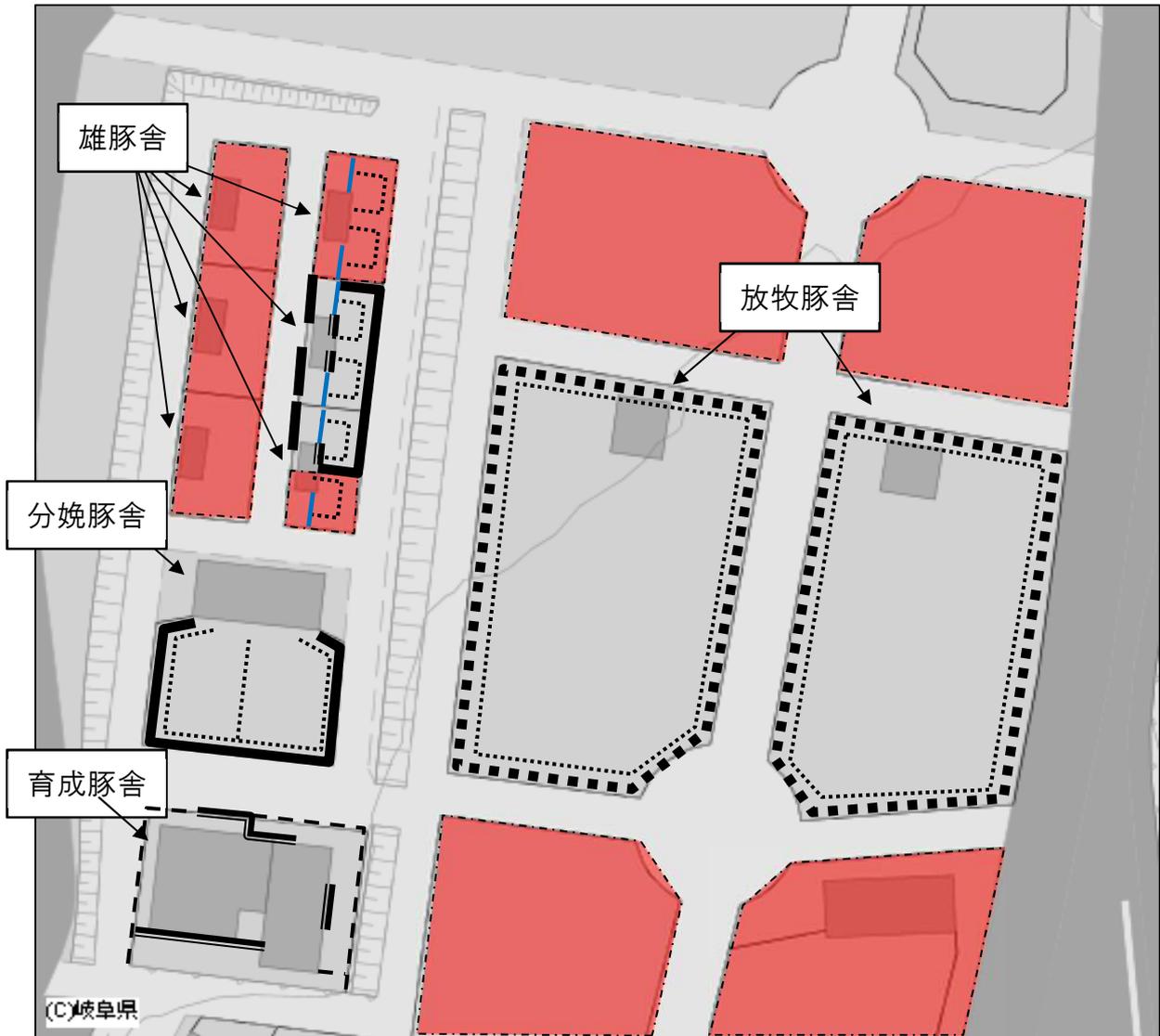
- ・「平成30年8月7日から防疫措置完了後の対応まで」
- このうち中間報告では、
- ・「**平成30年9月9日から平成30年11月16日まで**」

なお、最終的な検証に基づく報告書は、前述のとおり、本年8月以降の岐阜市の対応について報告する予定である。

2 岐阜市畜産センター公園における防疫措置

【事実関係】

岐阜市畜産センター公園 豚舎配置図



■■■■■■■■	電気柵 (H=60cm)	【新設】
.....	電気柵 (H=40cm)	【既設】
————	ワイヤーメッシュ	【新設】
- - - -	金網フェンス	【既設】
————	コンパネ	【新設】
■■■■■■■■	使用されていない施設	

【対応の推移】 ■：指導に関する項目

日付	県中央家保の対応	畜産センター公園の対応	
		指定管理者	公園整備課
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場で<県内1例目>豚コレラ事案発生 (患畜確定)		
		・豚エリアの一般公開を中止	
9/10(月)	【立入調査】 ※疫学関連農場への一斉立ち入り →豚コレラを疑うような異常なし		
9/12(水)	・報告徴求開始(2回/日)	◇この時点で飼養28頭	
9/14(金)	★岐阜市内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認 (県内1頭目、発見は9/13)		
		・公園の全ての入口の消毒を開始	
9/15(土)	【立入調査】 ※国疫学調査チームに同行		
9/16(日)	【電話連絡】 ■夜間の放牧を中止するよう指導 ■豚舎毎に長靴を用意するよう指導		
9/17(月)	【立入調査】 ※衛生監視プログラムによる立入 ・臨床検査、検温等を実施 →豚コレラを疑うような異常なし ・電気柵設置場所、必要距離を確認 ■豚舎周囲への電気柵設置を指導 なお、放牧豚舎以外は電		

	気柵が有効でないことを 伝達		
9/19(水)	★畜産センター公園敷地内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内5頭目、センター内1頭目、発見は9/18）	・育成豚舎、分娩豚舎の 夜間の放牧を中止	
9/20(木)	・畜産センター公園へ電気柵を貸与 (農村振興課より)	・放牧豚舎へ県（農村振興課）貸与の電気柵を設置	電気柵設置 立ち会い
9/21(金)	【電話連絡】 ■電気柵が有効でない豚舎は、ワイヤーメッシュで塞ぐよう指導	・電気柵が有効でない豚舎（雄豚舎、分娩豚舎）へ夜光ひもを設置（ワイヤーメッシュの納入までの臨時措置）	
9/22(土)	◎畜産センター公園へ県中央家保の検査用資材（長靴、防護服等）を送付 【電話連絡】 ■育成豚舎の既存フェンスの隙間へのコンパネ（ベニヤ板）設置を指導	・県中央家保から検査用資材等が送付され、受領確認書をFAXにて県中央家保に送信	
9/23(日)	★畜産センター公園敷地内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内6頭目、センター内2頭目、発見は9/21） 【指定管理者、公園整備課、市畜産課の各所属長宛て文書発出（手交）】 ■畜舎内外の消毒、いのしし侵入防止策（防護柵、電気柵等）を指導	・育成豚舎及び雄豚舎へコンパネ（ベニヤ板）を設置 ・全ての豚舎の夜間の放牧を中止 ・豚舎内外の消毒実施	コンパネ（ベニヤ板）設置 立ち会い

（参考）県中央家保からの通知文書の内容
「豚コレラへの防疫対策の徹底について岐阜市内の養豚場での豚コレラの発生、近隣市街地および山中での豚コレラウイルス保有いのししの摘発に伴い、豚飼養施設での豚コレラ感染の危険性が非常に高くなっています。つきましては、畜舎内外の消毒、いのししの侵入防止対策（物理的障壁、防護柵、電気柵の設置）等、家畜伝染病予防法第12条の3飼養衛生管理基準に基づいた、考えうる最善の対策を緊急に講じていただき、岐阜市畜産センター公園への豚コレラウイルスの侵入阻止に全力を尽くしてください。」

9/25(火)		<ul style="list-style-type: none"> 各豚舎に長靴を設置。ただし、複数での作業時や獣医師入場時は各自の長靴を踏込消毒し、入舎していた。 	
9/25(火) の週		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市畜産課から畜産センター公園に対し早期出荷を助言</p> </div>	
9/26(水)	<p>【立入調査】</p> <p>※衛生監視プログラムによる立入</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査、検温等を実施 <p>→豚コレラを疑うような異常なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血、PCR検査実施(21頭) <p>→陰性判定</p> <ul style="list-style-type: none"> コンパネ(ベニヤ板)設置を確認 飼養衛生管理状況を確認 豚舎毎の長靴設置を確認 <p>■豚舎毎に衣服交換を行うよう指導</p> <p>(9/22送付の県中央家保の検査用資材使用でも可)</p> <p>■出入口の消石灰散布幅の増を指導(1m幅程度しか散布されていなかったため)</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産センター公園と公園整備課と連携を密にし、迅速な対応が可能な体制とするよう依頼 防疫資材(消石灰 20kg×42袋)を配布(直送) 		

9/27(木)	<p>【訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫資材（防護服 22 着、長靴 11 足、踏込消毒槽 22 個、ブルーシート 2 枚）を配布（直送） ・防疫資材（動力（消毒液）噴霧器）を貸与（持参） <p>■動力噴霧器を活用した消毒実施を指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動力噴霧器を活用した消毒を実施 	
9/28(金)		<ul style="list-style-type: none"> ・雄豚舎及び分娩豚舎へワイヤーメッシュを設置 	
9/29(土)	搬出制限解除		
10/ 1(月)	<p>【立入調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎周囲の確認 ・放牧豚舎への電気柵設置を確認 ・電気柵設置できない豚舎へのワイヤーメッシュ、コンパネ設置を確認 <p>■通路部の消石灰散布量の増を指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通路部の消石灰散布量を増量 	
10/ 1(月) の週		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市畜産課から畜産センター公園に対し早期出荷を再度助言</p> </div>	
10/ 3(水)	<p>【立入調査】</p> <p>※監視対象農場への立入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床検査、検温等を実施 <p>→豚コレラを疑うような異常なし</p> <p>■出入口の消石灰散布範囲拡大を指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の消石灰散布範囲を拡大 	
10/ 5(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・県畜産課が市畜産課に対し、豚の出荷予定（感染リスクが高い中、なぜ早急に飼養豚をゼロにしな 		

	いのか)を確認		
10/ 7(日)		◇出産 12 頭→飼養 40 頭	
10/ 8(月)	【立入調査】 ※報告徴求に基づく立入 ・血液検査、解剖検査、PCR検査実施 (3 頭) →陰性判定	(報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし 備考：食欲なし1頭 ※前日も同様の報告)	
10/ 9(火)	【立入調査】 ※監視対象農場への立入 ・臨床検査、検温等を実施 ・前日検査した豚の状況確認 →豚コレラを疑うような異常なし ■日中の放牧中止を指導 ■豚舎周囲の消石灰散布量の増を指導	◇出産 11 頭→飼養 51 頭 ・昼夜完全に放牧を中止 (ただし、以後も豚舎内清掃時のみ、屋外へ出していた) ・豚舎周囲の消石灰散布量を増量	豚の放牧中止と順次出荷を畜産センター公園へ指示(早期に全ての豚を出荷することを目途)
(参考) 公園整備課からの指示書の内容 「岐阜市畜産センター公園内の豚の放牧中止及び出荷について」 岐阜市畜産センター公園は、家畜や豊かな自然に触れ合うことのできる憩いの公園として開設されたが、平成 30 年 9 月に感染が確認された豚コレラが、周辺の野生のイノシシから検出される事態が続いているので豚コレラからの感染を防止するため放牧の中止を指示する。 また、現在蔓延している豚コレラが飼育されている豚に感染しないようにするため計画的に出荷するよう指示する。 放牧中止箇所 放牧豚舎 放牧の再開 指示書にて指示する 出荷時期 指定管理者の判断による		・成体については、11/12 が最終出荷予定 (10/5 に親豚に皮膚病の薬を注射、注射後 35 日間は出荷不可であるため) ・哺乳豚について、市のと畜場は、成体 (概ね 80kg 程度以上) のみ受入可であり、哺乳豚の受け入れ不可。また、一度に大量の受け入れ不可 ・県外の哺乳豚取り扱いと畜場は他県からの受け入れ不可 (静岡県、茨城県に確認) ・岐阜県中央家畜市場 (生体取引) や養豚農家への販売も検討したが受け入れ先見つからず	
10/10(水)		◇圧死 1 頭→飼養 50 頭	
10/11(木)	・県畜産課が市畜産課に対し、豚の出荷予定につい	◇衰弱死 1 頭→飼養 49 頭 (報告徴求：豚コレラの	

	て確認 →哺乳豚及び母豚を除き、 10/25 までに出荷予定	可能性を否定できな いような状況なし) ◇出荷 6 頭→飼養 43 頭	
10/15(月)		◇出荷 4 頭→飼養 39 頭	
10/16(火)		◇出荷 4 頭→飼養 35 頭	
10/17(水)	【立入調査】 ※監視対象農場への立入 ・飼養衛生管理状況の確認 ・豚エリアの封鎖状況確認 ・飼養豚の出荷計画を聴取 ■消石灰の定期散布、立入 時チェックリストの保存 を指導 ・飼育豚の出荷計画を確認 →哺乳豚は出荷時期未定	・消石灰の定期散布は実 施済み（平時より） ・立入チェックリスト は、県中央家保からそ の都度コピーさせて もらい保存	
10/18(木)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (参考) 公園整備課からの指示書の内容 「岐阜市畜産センター公園内の飼育豚の出荷に ついて 岐阜市畜産センター公園内の飼育豚が野生 イノシシを介して豚コレラに感染しないよう にするため、計画的に豚を出荷するように指 示したところであるが、提出された出荷計画 書の対象となっていない新たに生まれた豚に ついて、関係機関と連絡を取り合い計画的 に出荷していくことをあらためて指示する。 </div>		10/9 に指示 していない 哺乳豚を含 めた豚の順 次出荷を畜 産センター 公園へ指示
10/21(日)		◇衰弱死 1 頭→飼養 34 頭 (報告徴求：豚コレラの 可能性を否定できな いような状況なし)	
10/23(火)		◇出荷 6 頭→飼養 28 頭	
10/24(水)	【立入調査】 ※監視対象農場への立入 ・飼養衛生管理状況の確認 ・飼養豚の出荷計画を確認 →肥育雄は 11/12 出荷予定 ・哺乳豚 21 頭の行き先検討 を相談		

10/31(水)	<p>【立入調査】 ※監視対象農場への立入 ・飼養衛生管理状況の確認 ・飼養豚の出荷計画を確認 →哺乳豚離乳後、母豚2頭 出荷予定</p>		
11/ 5(月)	<p>【立入調査】 ※監視対象農場への立入 ・飼養衛生管理状況の確認</p>		
11/ 6(火)		◇出荷2頭→飼養26頭	
11/10(土)		◇衰弱死1頭→飼養25頭 (報告徴求:豚コレラの 可能性を否定できな いような状況なし)	
11/12(月)		◇出荷2頭→飼養23頭	
11/13(火)	<p>【畜産センター飼養担当者の所見】 ・耳に若干の紫斑あり、体温40℃程度、元 気及び食欲問題なし</p>	<p>・飼養担当者が飼養豚1 頭の状況を確認 →担当獣医師が不在の ため、翌日に連絡 (報告徴求:豚コレラの 可能性を否定できな いような状況なし)</p>	
11/14(水)	<p>【家保が市獣医師に聞き取り】 10:20 体温40.3℃、活力低下、耳に紫斑 あり、同居豚に異常なし 【市獣医師の所見】 13:00 体温41.0℃、食欲悪い、両耳介、 臀部にチアノーゼあり、肺雑音なし 【市獣医師から家保に連絡】 14:00 体温41.0℃、活力あり、食欲そこ そこ、同居豚体温39.5℃、活力及び食いあ まりよくない→家保より治療継続を指示異 常なし 【報告徴求詳細】 16:00 報告詳細:体温41.0℃、活力低下、 同居豚に異常なし</p>	<p>・13:00 担当獣医師が飼 養豚1頭の状況を確認 ・14:00 担当獣医師が県 中央家保に加療の是 非を相談 →県中央家保から加療 してもよいとの回答 を受け、治療(抗生物 質注射) (報告徴求:豚コレラの 可能性を否定できな いような状況なし)</p>	

11/15(木)	<p>【市獣医師の所見】 ・食欲不振、喉や上腕部にもチアノーゼあり、寝ているときに痙攣あり、一方尻尾を振るなど活力あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昼頃担当獣医師が昨日の加療豚を確認 ・14:40 市獣医師が県中央家保に血液検査を依頼 	
	<p>【立入調査 16:15】 ※通報に基づく立入 ・血液検査、解剖検査、PCR検査実施（2頭） →陽性判定（11/16の1:00）</p>		
11/16(金)	<p>★畜産センター公園で＜県内2例目＞豚コレラ事案発生（疑似患畜確定） 06:20 殺処分完了 15:00 農場における防疫措置完了</p>		
	<p>【立入調査】 ・国疫学調査チームへ同行</p>		

(畜産センター公園の運営及び飼養管理形態)

- ・当該農場は、家畜の観賞や触れ合いのできる公園として多くの市民が利用する施設の側面があり、不特定多数の人が出入りする施設である。
- ・豚の所有者は、当該農場の施設所管部局である公園整備課であるが、農場の運営管理及び豚の飼養管理は、指定管理者制度で民間業者に委任されている。なお、市の畜産行政を担う畜産課は、畜産センター公園敷地内にあり、獣医師を配置し、市内各農場にて診療を行うとともに、防疫に関する指導を行っている。

※平成24年度以前は畜産担当部局（農林部）所管の公園であった。

(防疫対策の実態)

- ・豚エリアの一般公開の中止や、防護柵の設置による野生いのししとの直接的な接触防止など、一定の対策は実施されていた。
- ・しかし、衛生管理区域（豚舎）ごとに、専用の衣服及び靴を複数設置し、これらを確実に着用すべきにも関わらず、徹底されていなかった。また、使用重機の洗浄・消毒を実施しないことがあるなど、人及び重機等によるウイルスの侵入対策は不十分であった。
- ・県中央家保は、9月9日（日）以降、畜産センター公園（指定管理者）に対し、防疫対策の徹底について基本的な部分を含め多岐にわたる指導、助言しており、9月23日（日）に、畜産センター公園（指定管理者）、公園整備課、畜産課の各所属長宛てに文書も発出していた。

(県中央家保の認識：県検証報告より)

- ・「農場（畜産センター公園）に対し、防疫措置を指示、アドバイスを継続していたが、農場の対応はスピード感に欠け、畜産課、指定管理者、公園整備課の中で防疫に関する責任所在があいまいな印象を受ける。」

(畜産課：聞き取り調査による)

- ・「指定管理者に対し、日頃から、飼養衛生管理について改善点を助言してきたが、その対応は十分ではなく、我々の助言も不十分であった。また獣医師自らが行う防疫措置について上司から部下に対する指導が十分でなかったことに責任を感じている。県中央家保からの情報は、3者（公園整備課、畜産課、指定管理者）での共有が不十分であった。」

(公園整備課：聞き取り調査による)

- ・「豚コレラを深刻な問題として捉えており、危機感があったが、家畜防疫に関する知識が乏しく、農場の運営管理などは主体的に指定管理者が行うものと考えていた。市が農場の主体者であるという意識や責任感が乏しかった。」

(指定管理者：聞き取り調査による)

- ・「豚コレラを深刻に捉え、すぐさま豚エリアの一般公開を中止するなど、責任感をもって一生懸命対応した。ただし、飼養衛生管理の認識に甘いところがあった。内部職員に対する教育や指導が不足していた。」

課題等

- ・岐阜市及び指定管理者ともに、農場の主体者として家畜伝染病予防法第12条の3に基づく「家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養にかかる衛生管理を行わなければならない」という意識が低かった。
- ・岐阜市は豚コレラに関する対応マニュアルがなく、畜産センター公園の運営管理に関する3者（公園整備課、畜産課、指定管理者）の役割が不明確であった。

豚コレラに関する対応マニュアル

- ①家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止の措置を講ずるための岐阜市としてのマニュアル（農林政策課）
- ②農場の主体者としてのマニュアル（公園整備課・指定管理者）

- ・これらの結果、飼養衛生管理基準が適切に遵守されておらず、国の疫学調査チームによる指摘も受けている。

(参考：国の疫学調査チームによる指摘)

11月20日 第2回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の場で公表)

- (ア) 飼料置き場や堆肥置き場が豚舎間で共有されており、飼養管理者等が豚舎間を移動するが、それぞれの豚舎周辺だけが衛生管理区域に設定されていたこと
- (イ) 公園エリアと畜産エリアで共通の重機が使用されており、畜産エリア（本来の衛生管理区域）で使用する際に、洗浄・消毒が行われていない事例もあったこと
- (ウ) 飼養管理者等が豚舎に入る際に専用の衣服としておらず、また、豚舎ごとに踏込消毒槽及び専用の長靴が設置されていたとのことだが、他の長靴を消毒のみで豚舎で使用していた場合があること